

令和6年度 第2回  
江戸川区子ども・子育て応援会議  
議 事 要 旨

---

日 時 令和6年12月11日（水） 午後3時00分から  
場 所 グリーンパレス 孔雀1・2

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「（仮称）未来を支える江戸川こどもプラン（江戸川区こども計画）」  
の素案について

①計画素案について 資料1-1、資料1-2

②今後の策定スケジュールについて 資料2

③子ども達から頂いた意見について 資料3-1、資料3-2

3 閉 会

令和6年度第2回 子ども・子育て応援会議 委員名簿

	所属機関・役職名	氏名	備考
1	玉川大学学術研究所 高等教育開発センター特任教授	笹井 宏益	委員長
2	江戸川区私立幼稚園協会会長	米倉 弘喜	欠席
3	江戸川区認可私立保育園園長会会長	福井 徹人	
4	江戸川区立小学校長会副会長	鶴田 麗子	
5	江戸川区立中学校長会会長	川崎 純一	
6	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	(代理出席) 須永 矢
7	江戸川区青少年育成下小岩地区委員会委員長	榎本 敏枝	副委員長
8	江戸川区青少年委員会会長	米川 和則	欠席
9	青少年育成アドバイザー東京会	山本 又三	欠席
10	江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長	吉野 佳苗	
11	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	林 美弘	
12	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長	植草 和也	
13	江戸川区立中学校PTA連合協議会会長	松尾 泰典	
14	江戸川区認証保育所利用者代表	オストレンドルフ 花菜	欠席
15	東京商工会議所江戸川支部会長	森本 勝也	
16	連合江戸川地区協議会	小倉 正幸	
17	民生・児童委員協議会副会長	小田 一見	
18	江戸川区医師会	小島 博之	
19	江戸川区歯科医師会副会長	清水畑 倫子	
20	公募区民	小川 昭子	
21	公募区民	武田 茜	
22	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	堀江 創一	
23	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	本西 光枝	
24	健康部長	高原 伸文	
25	文化共育部長	岡部 長年	
26	教育委員会事務局教育推進課長	飯田 常雄	欠席
27	児童相談所長	高橋 章友	
28	子ども家庭部長	塚田 久恵	

## 1 開会

(事務局) 本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。只今より、令和6年度第2回江戸川区子ども・子育て応援会議を開会いたします。

本日の欠席者については、お手元の委員名簿でご確認ください。なお、半数以上の委員の出席となりますので、本会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

今回、会議の傍聴希望者が7名おりましたので、今から入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員了承、傍聴者入室>

ここで、本日代理出席の方についてご案内いたします。江戸川区認証保育所連絡会共同代表の須永尚子委員の代理で、須永矢様にご出席いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、子ども家庭部長、塚田より挨拶させていただきます。

(子ども家庭部長) 皆さん、こんにちは。子ども家庭部長の塚田でございます。

本日は、年末のお忙しいところ、子ども・子育て応援会議にご出席いただきましてありがとうございます。

早いもので12月ということで、今年1年、皆様のそれぞれのお立場から江戸川区の子どもたちのために様々なお力添えをいただきまして、深く感謝申し上げます。

初めに、少し江戸川区の状況についてお話しさせていただければと思います。江戸川区も少子化、人口減少ということで、2100年には今の70万区民が約半分になるという推測を出しているところでございます。そういった未来に向けて、2100年に向けて、持続可能な江戸川区を構築するために、今、様々な取組を進めているところでございます。

既にご案内のとおり、10月には区の今後の方向性を決める区民アンケートを実施させていただきまして、皆様にご回答もいただいたかと思っておりますし、周知についてもご協力いただきまして、ありがとうございます。

その回答を基に、間もなく広報えどがわの特別号を発行いたしまして、具体的な区の考えですとか、取組の方向性をまたお示しさせていただく予定です。パブリック・コメントも実施予定でございますので、その際は、また皆様からも忌憚なく意見を寄せていただければありがたいと思っております。

今回お示しする予定の考えの中には、この人口減少のリスクに備えるということで、人や財源や様々なものが減っていく中で、そういったリスクにどう対応していくかという考え方の一方、この人口減少を和らげるための少子化対策もしっかり進めていかなければいけないと考えております。そこを踏まえまして、今回策定予定の「こども計画」につきましても、その趣旨を踏襲するものと考えております。

本日の主な議題でございます、「こども計画」の素案についてご意見を頂戴したいと思っておりますけれども、ここに至るまでは、アンケートの中身を皆さんで精査いただき、様々なご意見を頂戴しながら、長い時間をかけて、ようやくこの素案が提出できるところまで辿り着きました。皆様のお力添えに深く感謝しております。

この計画につきましても、今回とあともう一回、皆様の意見を頂戴する機会を設けたいと思っておりますので、それぞれ皆様の専門的なお立場からご意見を頂戴いたしまして、江戸川区のより良い「こども計画」になりますよう、お力添えいただけるとありがたく思います。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) それでは、ここから笹井委員長に進行をお願いいたします。

## 2 議事

(1) 「(仮称) 未来を支える江戸川こどもプラン (江戸川区こども計画)」の素案について

### ①計画素案について

(笹井委員長) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。「(仮称) 未来を支える江戸川こどもプラン (江戸川区こども計画)」の計画素案につきましても、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、①計画素案についてご説明させていただきます。

資料1-1「未来を支える江戸川こどもプラン」をご用意ください。7月5日の前回の会議で確認をさせていただきました骨子、あるいは方向性に基づきまして、計画素案を作成いたしました。素案に沿ってご説明をさせていただきますが、内容の多い計画となっておりますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。説明の後、委員の皆様からご意見等を頂戴したいと思います。また、資料1-2としまして、改めて計画の方向性や体系図をお示ししておりますので、補助資料として活用していただければと思います。なお、作成途中の素案でございますので、今後も修正が入る可能性があります。ご理解の程、宜しくお願ひいたします。

1ページをご覧ください。まず、計画策定の背景を記載しております

す。国の出生率の動向や法改正、それに伴う区の計画や事業の変遷、この計画をつくる根拠となるこども基本法やこども大綱の概要などを7ページにかけて記載しております。

8ページをご覧ください。当計画の位置付けを記載しております。一番下の図に記載しましたとおり、区の長期計画や国、都の各計画との整合性を保ちつつ、様々な計画を包含した計画としていきたいと考えております。なお、包含している計画の中で、子ども・若者計画と子どもの権利条例に基づく推進計画につきましては、今回初めて包含する計画となります。

9ページをご覧ください。当計画の期間でございます。計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間といたします。これは、包含する計画のうち、子ども・子育て支援事業計画の策定期間が法定で5年と定められていることに基づいております。

10ページをご覧ください。計画の策定体制としまして、当計画ができるまでに行ったプロセスを記載しております。この子ども・子育て応援会議やアンケート、子どもや支援団体のヒアリングやパブリック・コメントの状況等を記載しております。詳細は後ほどのページでご案内をさせていただきます。

12ページをご覧ください。ここから21ページにかけては、区の子どもと家庭に関する各種データを掲載しております。人口の年齢3区分の推移や合計特殊出生率、社会増減の状況や女性の就労状況など、様々な区のデータを掲載しております。

22ページをご覧ください。当計画は、子育て施策の需要と供給を示す法定の子ども・子育て支援事業計画を含んでおりますので、前期計画の状況について、22ページから27ページにかけて記載しております。

28ページをご覧ください。ここでは、計画策定に当たり、昨年度実施しました区民アンケートの結果を43ページにかけて記載しております。内容につきましては、大変申し訳ございませんが、後ほどお読みいただければと存じます。

44ページをご覧ください。ここから54ページにかけては、今回実施しました支援団体や子どものヒアリングの内容について記載しております。詳細につきましては、素案の報告の後に別に報告をさせていただきます。

55ページをご覧ください。計画期間内の子どもの人口の推移をお示ししております。今回の計画では、表にありますとおり、全年代で

少子化が進むものと見込んでおります。この推計については、ここ数年の動向を踏まえた上で設定しております。

57ページをご覧ください。先ほどお示ししました各種統計データやアンケート結果を踏まえた区の状況や課題を子どものライフステージ別にお示しをしております。

61ページをご覧ください。ここから64ページにかけて、前回の会議でお示した計画での基本理念や基本方針について、区の現状などを踏まえた上でお示ししております。内容につきましては、資料1-2に記載したものにより肉づけをしたものとなっております。

65ページをご覧ください。計画の基本理念と具体的な取組事業を示した施策の体系をお示ししております。この後、67ページ以降に具体的な区の施策や取組内容を記載しております。

67ページをご覧ください。このページから具体的な区の取組みについての記載となります。第4章としまして、妊娠期から未就学児への支援について、6つのカテゴリで支援の内容を記載しております。

68ページをご覧ください。妊娠前・妊娠・出産直前のサポートとしまして、生まれる前の妊娠希望を叶えるための支援や妊婦の不安軽減、母子の健康管理などに資する取組を進めていくための施策について、70ページにかけて記載しております。

71ページをご覧ください。出産後の母子保健としまして、出生後の母子や家庭への支援を記載しております。主に健診や講習、相談事業などを記載しております。

74ページをご覧ください。家庭保育支援としまして、保育園や幼稚園に通っていない子どもの家庭についての支援策を提示しております。外に出る機会が少ない、孤立しがちな家庭保育を行っている家庭に対し、他者との関わりや支援を行う事業、リフレッシュのための事業を中心に記載をしております。

77ページをご覧ください。安心して子育てする環境をつくるために、保育環境の整備・充実としまして、区の様々な保育制度について記載をしております。共働き世帯が増加し、働き方や望む保育のあり方が多様化している中、それに対応するための様々な保育施策を記載しております。

79ページをご覧ください。ここからは、第4章第2節、乳幼児期の豊かな発達としまして、子どもの発達に当たって資する取組を記載しております。国においても、はじめの100か月育ちビジョンということで、妊娠期から小学校入学までの約100か月間を特に重要

な時期としまして力を入れているところがございます。本区でもその方向性にのっとり、子どもの愛着形成と非認知能力の向上を図れるような取組みを中心に掲げております。このページでは、愛着形成期の親子支援としまして、将来にわたっての成長に重要な役割を持つという愛着形成について、子育て世帯に広く周知していくこととともに、保育施設等での愛着形成に向けた取組みを進めていくことを記載しております。

81ページをご覧ください。幼児教育・保育の質の向上としまして、各教育・保育施設に対する考え方や取組みを記載しております。幼児教育・保育の施設は、乳幼児期に家庭以外で大半を過ごす場でございますので、このような施設の質の向上は、区の子どもたちの成長にとって重要な観点と考えております。子どもたちの将来の生きる力を育むために大事な非認知能力を育てる取組みや、保育園・幼稚園への巡回指導、人材の確保の取組みなどを通じた、保育・乳幼児期教育の質の向上を図るための取組みを記載しております。

83ページをご覧ください。ここから第5章としまして、就学後から高校卒業程度の子どもに対する支援についての位置付けになります。5-1では、生きる力を育む取組みとしまして、学校教育や社会を通じて生きる力を育む取組みについて、5-2では、すべての子どもたちの幸せな成長として、生まれもった個性や育った環境に影響されずに幸せに成長できる取組みについて記載しております。

84ページをご覧ください。多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりとしまして、学校以外の場での各種体験の取組みを記載しております。すくすくスクールや子ども未来館など、学校教育とは別の取組みの中で、子どもの想像力や好奇心、協調性などを育むような取組みを挙げております。

87ページをご覧ください。学校を通じた様々な学びとしまして、学校における児童・生徒の取組みを記載しております。多くの子どもにとって長い期間生活する学校というのは、成長に当たって大きな影響がある場所と考えております。その学校での取組みを通じて、成長に関する取組みについて記載しております。

90ページをご覧ください。第2節、すべての子どもの幸せな成長としまして、国籍や人種、障害や病気の有無、いじめ、不登校などの困難な状況に置かれている方が、その状況によらず幸せに育っていくための施策等を記載しております。第1回の会議でお諮りした骨子では、国籍、障害等の生まれ持った困難さといじめや不登校といった部

分で項目を分けておりましたが、両者のすみ分けが分かりづらい部分がありましたので、一つの項目としてまとめさせていただいております。

93ページをご覧ください。ここからは、今までの計画にはなかった若者支援についての記載になります。困難な状況にある若者への支援に関する項目と若者の結婚等のライフプラン形成への支援の2点で構成されております。

94ページをご覧ください。第1回の会議では、第1節、若者が活躍できる社会の今後について、生活基盤の安定を図る支援と悩みや不安を抱える若者やその家族による支援とに細分化されておりましたが、不安のない生活のための若者や家族への支援にまとめさせていただきました。18歳を迎え、進学や就職など、人生の様々な岐路にある中で、不安なく社会生活を歩めるような支援について記載しております。

96ページをご覧ください。希望するライフプランの支援としまして、結婚を希望する方への支援等について記載しております。昨今始めた結婚支援への取組みや都の事業の紹介等を記載しております。

97ページをご覧ください。第7章としまして、困難な状況にある子どもや家庭への支援を位置付けております。具体的には、①ひとり親や貧困家庭、②障害児や医療的ケア児等への支援、③子育てにかかる経済的負担の軽減の3点を挙げております。

98ページをご覧ください。相対的に貧困率が高いひとり親家庭や貧困家庭に対する支援を記載しております。食事や学習機会の支援を通じて、貧困の連鎖の解消や子どもの将来の希望が失われることがないような取組みを記載しております。

101ページをご覧ください。障害児や医療的ケア児の支援としまして、区で行っている様々な障害児支援施策を記載しております。障害児への切れ目のない支援やインクルーシブを推進する取組みや法制化されました医療的ケア児支援に関する項目等を記載しております。

104ページをご覧ください。経済的支援としまして、区が行っております子育て家庭への経済的支援を記載しております。子育てにおいて大きな負担となっている金銭的な支援を行うことで、負担の軽減を図り、育児への不安解消を進めていく取組みを記載しております。

106ページをご覧ください。ここからは、第8章としまして、子どもの命と安全を守る取組みを位置付けております。具体的には、虐待の未然防止と早期発見に関する取組みや虐待を受けた後の子どもへの支援、防犯や事故防止といった子どもの安全対策の項目を位置付け

ております。

107ページをご覧ください。児童虐待防止と早期の対応といたしまして、虐待の未然防止に関する相談業務の取組みなどを記載しております。本区は児童相談所設置区となりましたので、その特徴を生かして、区の様々な機関との連携した迅速な取組みができるような内容を記載しております。

109ページをご覧ください。社会的養育体制の推進と家庭復帰後の支援としまして、虐待を受けた後に子どもが過ごす児童養護施設や里親に対する支援、子どもが家庭復帰する際の支援について記載しております。

111ページをご覧ください。こちらは、子どもを安全から守る防犯や防災の取組みについて記載しております。内容によっては対象が子どもに限ったものではありませんが、広く子どもを守ることにつながる取組みを掲載しております。

112ページをご覧ください。第9章、子ども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりとしまして、区の子どもの権利条例の推進について記載するとともに、子育てしやすい社会・環境として、建物等のハード面での環境づくりと区の豊かな地域力に支えられたソフト面での取組みについて記載しております。

113ページをご覧ください。子どもの権利・意見の尊重としまして、令和3年に施行しました江戸川区子どもの権利条例に基づく取組みについて記載しております。子どもの権利条約や区の子どもの権利条例では、子どもが自ら意見を表明することや、その意見を踏まえて、周りが最善の取組みを取ることを特に重要と考えておりますので、その点を記載しております。

115ページをご覧ください。子育てしやすい生活環境の整備といたしまして、暮らしの中での子育てしやすい環境となるような取組みのうち、主にハード面での取組みを記載しております。

116ページをご覧ください。地域全体で支える子どもの育ちとしまして、本区の特色ある地域力を活かした取組みを記載しております。孤立化が進む中で、地域の役割が大きくなっているところもございますので、本区の特色である地域力というのが非常に大事な取組みであると思っております。

118ページをご覧ください。共働き・共育で家庭への支援といたしまして、共働き世帯が増加する中での支援策について記載しております。内容としまして、企業の働き方改革やワーク・ライフ・ balan

スに資するような取組みについて記載しております。

119ページをご覧ください。子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援としまして、地域の人材の確保や育成について記載しております。今まで申し上げました様々な取組みを進めるための人材を確保するための取組み等を記載しております。

ここまでが具体的な取組についての記載となります。

続きまして、121ページをご覧ください。ここからは、こども計画に包含されます子ども・子育て支援事業計画の内容となります。この計画では、計画期間中の幼稚園や保育施設、子育て支援事業のニーズを算出し、そのニーズに対して、受皿をどの程度確保するかといった数の需要と供給の計画を示すものとなっております。

123ページをご覧ください。この需給計画を作成するに当たりましては、区域を設定する必要があります。前期計画と同様に、幼稚園につきましても、区全域で一つの区域とします。保育施設につきましても、駅ごとに設定をしまして12区域として設定してございます。この区域を合わせて需給計画を作成しているところでございます。

125ページをご覧ください。こちらでは幼稚園のニーズ見込みとその受皿について記載しております。中段の表にございますとおり、この計画では、ニーズの量を「①量の見込み」としまして、また、定員数を「②確保の方策」として表しております。現在、幼稚園の在籍者数は減少しておりますので、今回の推計では、その傾向を踏まえた推計となっております。

126ページをご覧ください。こちらでは保育園のニーズ見込みとその受皿について記載しております。保育園のニーズにつきましても、年齢や年度によって差があるところでございますが、基本的には増加しているものと考えております。また、確保の方策としましては、現在実施しております保育園の公募における増加数や幼稚園の認定こども園化に伴う増加など、現時点で計画されたものを反映した形で記載しております。表の一番下に②－①と記載がございしますが、こちらが過不足を表すものとなっております。計画期間中は保育の差は生じない、つまり、待機児童が出ない想定計画となっております。この計画ではこのようにお示ししておりますが、先々のニーズについては読み切れない部分もございします。一番下に記載しておりますが、その時々状況に応じて適切に対応を進めていきたいと考えております。

127ページをご覧ください。このページ以降につきましても、先ほど説明しました各区域別の保育の需要と供給の予測を示したものと

なっております。大変申し訳ございませんが、お読み取りいただければと存じます。

139ページをご覧ください。ここからは、地域子ども・子育て支援事業としまして、子ども・子育て支援法に規定される各事業についての需給量を記載しております。各事業の状況や人口推移に合わせて計画を記載しております。

151ページをご覧ください。最後に、この計画を実現するための体制整備としまして、PDCAサイクルなどによる計画の進行管理等について記載しております。

153ページをご覧ください。このこども計画策定に係る国の手引きには、計画実行に当たってはKPIという目標値の設定が求められているところがございます。記載しましたとおり、個別事業の目標値を設定するのではなく、大きなくりの中で六つの目標値を設定しております。

154ページまで、本日は付けておりませんが、資料編としまして、この子ども・子育て応援会議の委員の構成や用語集などを記載する予定となっております。

計画についての説明は以上となります。ボリュームの多い中、詳細まで説明ができず申し訳ございません。この説明の中で、各委員からご質問やご意見等がございましたら、頂戴したく存じます。よろしくお願いいたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。非常に分かりやすく説明していただいたと思います。それぞれのお立場でご質問やご意見がありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(須永委員代理) とても分かりやすい素案を提出していただいて、ありがとうございます。内容について伺いたいですけども、113ページの「子どもや若者の最善の利益の実現」というところですが、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもの権利条約第12条にもあるとおり、子どもの意見表明権がとても大事だと私は感じております。その中で、ゼロ歳、1歳、2歳という子どもは、言葉で自分の意見を表明するということはとても難しいと考えておりますが、そのゼロ歳から2歳の意見を聞く方の対象としては、どういったようなところを想定しておられるのでしょうか。

(事務局) おっしゃるとおり、まだ言葉を話すことが出来ない子どもの意見を酌み取るというところは大事な視点であると思っております。どういった形で子どもの意見を酌み取るかについては、その趣旨につきまし

てはこの計画の中にも含んでおりますので、今後検討させていただきたいと思います。具体的な方策ができましたらご案内させていただきます。

(須永委員代理) ありがとうございます。私の一考えとしては、保護者の方に意見を聞くのはもちろん、子どもの日々の姿を観察して関わっている保育士の意見も大変貴重であると考えておりますので、今後検討いただければと思います。

(森本委員) 第4章から記載されております具体的な取組みについて、項目ごとに担当部署が明記されており、非常に分かりやすいと思いました。その中で、151ページの第11章「計画実現の体制づくり」の中に、PDCAサイクルを構築し、進捗状況を定期的に把握する旨が記載されておりますが、5年間の計画の中でどのくらいのサイクルで見直しをされるのでしょうか。

(事務局) この5か年の計画の終わりには、各事業について取組状況に関する調査を行っております。また、各単年度の事業につきましては、EBPM等により、毎年の事業の進捗等を図っていきたいと考えております。そのほか、様々な手法を検討しながら、定期的な効果検証を行っていきたいと考えております。

(本西委員) 3ページですが、厚生労働省の発表によると令和6年6月で東京都の合計特殊出生率が0.99と、1を割っているということが書かれております。一方で江戸川区の状況については、15ページに令和5年に1.07と記載があります。令和6年6月の江戸川区の最新の情報はお分かりになりますでしょうか。同じように1を切っている状況なのかということを確認させてください。

(事務局) 15ページに記載されている数字が最新の情報となっております。出生数・合計特殊出生率につきましては、1年前のデータが最新になってしまうという現状がございますので、ご承知おきいただければと思います。

(本西委員) 分かりました。まだ江戸川区では1を切っている状況かどうかは分からないということですね。

(事務局) お見込みのとおりです。ですが、出生数は全国的に同じように減っていると認識しております。

(本西委員) ありがとうございます。江戸川区は子どもが多い区だと思っておりましたが、同じように出生数が減っていることが分かりました。

もう一点お聞きします。こども家庭庁が創設され、こども基本法も施行されました。そして、こどもまんなか社会ということが言われる

ようになり、今回、この包含した計画がつくられることになったかと思ひます。8ページに、計画の位置づけが示されており、この中で、今回初めて子ども・若者計画と江戸川区子どもの権利条例に基づく推進計画が包含されるというご説明があったかと思ひます。下の図を見ますと、六つの計画は、一体的策定という枠の中に入っておりまして、江戸川区子どもの権利条例については、この根拠として枠外に示されており、なぜこのような形になったのかということをお聞きしたいです。子どもの権利条例に基づく推進計画についても一体的策定の枠内に書かれても良いのではと思ひましたので、その理由をお聞きしたいと思ひます。

(事務局) 子どもの権利条例の根拠であるということを少し強調したかったためこのような表現の仕方になりましたが、おっしゃるとおり、江戸川区子どもの権利条例に基づく推進計画も包含する内容でございますので、文言を修正させていただきたいと思ひます。

(本西委員) ありがとうございます。子どもの権利条例は全ての基礎になるところかと思っております。43ページに区民調査の結果が載っており、「子どもに権利があることの認知度」の項目を見ますと、まだまだ知っている方が少ないのかなと思っております。18歳未満の子どもについては、タブレットに「子どもの権利」のアイコンがありますので、認知度が高いのかなと思ひますけれども、それ以外のところでは、まだまだ認知度が低いので、子どもの権利条例が江戸川区にもあるということの普及を進めていくべきだと思っております。よく子どもの権利ということと言われるのが、ロジャー・ハートの「参画のはしご」という8段階で示されたものがあります。江戸川区でもこのはしごの一つでも高い段階に登っていただひて、子どもの参画を進めていただきたいと思ひます。

(小島委員) こども家庭庁ができ、5歳児健診はまだ始まってはおりませんが、実施の推奨について言われているところです。私は小児科医ですが、小児科医として気になるのは、小学校で検査をすると、発達のお子さん割合が非常に多いことです。また、コロナ禍になり、クリニックにも毎日のように不登校のおさんが来られているという現状があります。5歳児健診が始まった場合、気になるおさんをピックアップすることは簡単ですが、受け皿の確保が難しいのでは感じております。保育園の方に「療育は可能ですか」とお聞きすると、なかなか難しいという印象を受けます。医師会で今話が出ているのは、5歳児健診については、現在実施している3歳児健診のように医師が

現場に出向いていくというようなことは難しいのではということです。保育園で園医が気になるお子さんをピックアップすることは可能かと思いますが、そこでピックアップしたお子さんの受皿の確保が恐らく難しいのではないかと想定しております。5歳児健診が始まるに当たり、その負担が多くかかってくるころかと思っておりますので、その点、どのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思っております。

(健康部長) 今5歳児健診については、国も推奨しているということで、各自治体で取り組むようにというような形になっております。おっしゃっていただいたとおり、集団健診のような現行の健診と同様の形で実施できるのか、また、気になるお子さんが見つかった後どのように療育や、保育につなげていくのかなど、受皿の問題もございますので、様々な方法を検討する必要があると考えております。5歳児健診の趣旨を踏まえたと江戸川区として必要であると考えてはおりますが、いざ実際に形にしてやっていくということについては、引き続き、医師会の先生方ともご相談させていただきながら、検討していきたいと思っております。

(小島委員) 小児科医は、その点を非常に危惧しておりますし、大事なことだと思っておりますので、連携してやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

(武田委員) 90ページの「すべての子どもの幸せな成長」の「2 性的指向・性自認に係る児童への支援」についてですが、国でもLGBT理解増進法が制定されましたので、このような項目が記載されているのかなと感じております。児童への支援ということに関しては良いのですが、「子育て世代や若年層に向けた啓発方法」と記載があり、「啓発」という言葉が少々引っかかります。教育現場における子どもたちへの教育の仕方については、かなり慎重に行うべきではないかという懸念があるんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

(笹井委員長) 啓発ということは慎重にされたほうが良いというお話ですが、それはどのような理由からでしょうか。

(武田委員) 思春期は第二次性徴で、例えば女子であれば、だんだん胸が膨らんでくるなど、体に変化が出てくる時期となります。自分の体の変化に何となく違和感を覚えたり、周りの目が気になって嫌だなど思ったりすることが、思春期の子は当たり前にあると思っております。

行き過ぎた例にはなりますが、アメリカでは男性ホルモンを注射することが、社会的にどんどん進んでいった際に、それはおかしいと揺り戻しみたいなことが起こったりするということを聞きます。一方で

日本は、私の考えとしては、性的指向に関して、外国に比べては寛容な国だと感じておりますので、全ての人が全てを認め合わなければいけないという流れは少し違うのではないかと感じております。それを子どものときに教え込むことに対して、親としても何となく違和感があります。様々な支援の窓口はあって良いと思いますし、どちらかというところ、教育に関わる方に対しての啓発は必要だと思いますが、いたずらに子どもたちにこういった嗜好があるんだよということを小さなうちから教えるということは止めていただきたいという思いがあり、「啓発」という言葉が引っかかったということです。

(事務局) ご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて、記載方法を検討させていただきます。

(林委員) 62ページの図を拝見しますと、子ども・若者をまんなかにして図が描かれているかと思えます。保護者連絡協議会は、認可保育園に通っている保護者の集まりでして、保護者に向けた研修や講習を行っております。江戸川区にはどのような支援があるのかをテーマにした研修や、子育てが気楽に、子育てに孤立せず、周りの地域の方や江戸川区を支えにしながら、みんなで共存して子育てをしていくという講習を行っております。親が自ら様々な知識を得ることはできると思いますが、子どもが実際、江戸川区でどのような支援をしているかということ自分から知りに行くというのはなかなか難しいのではないかと感じております。私は3人の子どもがおり、「江戸川区ではこんなことをやっているよ」という伝え方は出来ますが、そうすると、親の考えがそこに入ってきてしまうような気もしております。私が子どもの頃は、地域行事に参加すると様々な情報を得ることが出来ました。例えば、学校教育の中で江戸川区の支援について知れるような機会をつくるなど、この図にあるまんなかの子どもたちが江戸川区の在り方を自然に知れるような機会をどのようにつくっていくかというお考えについて、お聞きしたいと思えます。

(事務局) おっしゃるとおり、子ども自身にも区の取組みを知っていただくことは非常に重要であると思っております。後ほどご説明予定ですが、この計画ができましたら、子どもが分かるような形の概要版も作成する予定です。子ども向けの概要版を通して、江戸川区の様々な取組みについてご案内できるようにしていきたいと思っております。小中学校に配備されているタブレット等の活用も検討しております。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。特に無いようでしたら次の議事に移りたいと思えます。

## ②今後の策定スケジュールについて

(笹井委員長) 続きまして、「②今後の策定スケジュールについて」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 今後の策定スケジュールについてご説明いたします。資料2をご覧ください。

スケジュールにお示ししておりますとおり、本日12月11日は素案の確認となっております。本日の子ども・子育て応援会議でいただいたご意見を踏まえまして、年明けに向けて計画の最終案を策定してまいります。最終案につきましては、1月15日の児童福祉審議会、1月21日の第3回子ども・子育て応援会議でご意見をいただき、固めていきたいと思っております。その後、2月のパブリック・コメントを経まして、年度内に確定させる予定です。

スケジュールについては以上です。

(笹井委員長) このスケジュールにつきまして、もし何かご質問がありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

特に無いようでしたら、次の議事に移りたいと思います。

## ③子ども達から頂いた意見について

(笹井委員長) 次に、「③子ども達から頂いた意見について」です。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 資料3-1「計画策定に当たっての子どもの意見聴取」の資料に沿ってご説明いたします。

1ページをご覧ください。資料に記載しましたとおり、この計画をはじめとしまして、子ども施策は子どもや関係者の意見を踏まえて作成することがこども基本法で言われているところでございます。計画策定に当たりまして、様々な声を聞きながら策定を進めてまいりました。今回頂いた子どもや団体からの声についてご紹介させていただきます。

2ページをご覧ください。まず、昨年度実施いたしました「区民基礎調査」での意見についてです。年代別に記載しておりますが、子ども自身からの声として多いのが公園についてです。特に、ボール遊びができる公園を増やしてほしいという声が多かったところでございます。続いて多かったのが、ゴミのポイ捨てやタバコなどの環境面やモラルに関してのご意見でございました。その他には、ショッピングモールや飲食店などの民間施設を要望する声が多くあるところです。

3ページをご覧ください。子どもに関わる団体への意見でございま

す。子どもの支援団体に関するアンケートやヒアリングを行った結果となります。それぞれの支援のカテゴリごとに18団体に対して実施いたしました。

4ページをご覧ください。ここから5ページにわたりまして、各団体からいただいたご意見の一部を記載しております。それぞれの団体の立場から子どもの支援に対しての必要な事柄などを記載しております。①と②では、母子保健の視点からご意見をいただいております。③から⑤では、障害児支援の視点からご意見をいただいております。⑥では、外国人支援の視点でございます。⑦から⑨では、困難を抱える子どもに対する支援の在り方についてご意見をいただいております。

5ページをご覧ください。⑩から⑬では、子どもたちの学校や家以外の居場所や相談先が不足しているという意見をいただいております。⑭から⑯では、学校や教育現場に関するご意見をいただいております。⑰と⑱では、子どもからの意見を表す場の設置を求める意見をいただいております。⑲では、児童福祉法で子どもの居場所として新たに規定された「児童育成支援拠点事業」という事業についての意見をいただいております。

ここまでが団体からいただいたご意見でございます。

6ページをご覧ください。ここからは、声をあげづらい、あるいは声が聴かれにくい子どもたち、当事者への意見聴取を行った結果でございます。実施対象としましては、LGBTや日本語学級、不登校児童、ヤングケアラーなど、日頃声をあげづらいであろうお子さん当事者から直接ヒアリングやアンケートを行いました。ご意見の一部を紹介させていただきます。⑤では、校則についての言及があったところです。昨今、校則につきましては様々な議論があるところでございますが、お子さんからもこのようなご意見がありました。⑥は、トイレにおけるプライバシー配慮のご意見です。今後の施設整備や運営の中で参考にしていく視点であると思っております。

7ページをご覧ください。⑩から⑮では、先ほど支援団体からのご意見もあったところですが、お子さん自身からも家や学校以外の居場所についてのご意見をいただきました。⑭は、外国人への案内が不足しているというご意見です。多文化共生センターを開設しましたので、外国人の子どもだけでなく、家庭への支援も含めて強化していきたいと思っております。

ここまでは声を上げづらいお子さんからのご意見です。

8ページをご覧ください。ここでは、小中学生からの計画に対する

意見でございます。全ての子どもを対象に計画の骨子などを易しく表しました子ども向けの概要版についてご意見を募ったものです。

資料3-2をご覧ください。計画の骨子などを子ども向けにした概要版を作成いたしました。こちらは、ホームページに掲載し、内容の分かりやすさや計画に追加してほしいところ、区や大人にしてほしいことなどについて、子どもからご意見を伺いました。

資料3-1の8ページにお戻りください。意見募集につきましては、9月17日から10月31日までの1か月半、61名からご意見をいただきました。回答の内容に触れさせていただきますと、8ページの下段にあります内容の理解度につきましては、「よくわかった」と「なんとなくわかった」の合計が97%となり、おおむね趣旨は理解いただけたものと思っております。計画への評価につきましては、5点満点で評価していただきましたが、平均4.0ということで、おおむね良いと思うという評価をいただいたと感じております。

9ページをご覧ください。計画に入れてほしい内容として、様々なご意見をいただきました。自然との共存や遊び場や用具の提供、イベントの実施などが多く求められているところです。

10ページをご覧ください。計画を見た上で、区や大人に取り組んでほしいことについての意見でございます。区民アンケート同様に、ボール遊びなどの公園の遊び方や学校以外の居場所についての意見が多くありました。

11ページをお願いいたします。大人から子どもへの価値観の押しつけなどに対する要望についてのご意見がありました。

子どもからいただいたご意見については以上でございます。計画の策定にあたり、いただいたご意見を紹介させていただきました。子どもからの意見をもらうだけでなく、そのフィードバックが重要であると考えております。これらの意見につきましては、庁内の様々な部署が集まりました計画の検討会議の中でも共有しております。今後の施策に反映できるようになりましたら、反映していきたいと考えております。

この資料の説明は以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。こちらにつきましても、ご意見、ご質問等ございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。

(須永委員代理) 資料3-1の5ページ、⑰に「子どもや子どもに関わる大人への継続的なヒアリングの場・自由な意見交換の機会があるといい」と書かれており、非常に貴重な意見であると思いました。子どもの権利、意

見表明というのは、例えば給食を食べる、食べないということ自体も一個人が意見として尊重されるべきであると考えておりますが、そういった認識がまだまだ浸透していないと実感しているところです。まずはそういう意見も大事であるという認識が広がり、それを前提にヒアリングの場や、自由な意見交換の機会ができれば良いなど、お話をお伺いして感じたところでございます。

(小田委員) 資料3-1の7ページ、⑫と⑬にヤングケアラーのことについて触れられております。現在、児童相談所ではヤングケアラーコーディネーターを配置して、相談支援サービスにつなげるように対応していただいていると思いますが、⑬に「自分が家にいない時に親の病状に変化があった時に頼る人がいないので、周りの方が支援できる環境にあると良い」とあります。民生・児童委員で、高齢者を対象に「目配り」という制度がありますが、ヤングケアラーに対しても似たような制度をつくり、何かあったときにお願いできる方がいたら良いのではないかと思いました。ヤングケアラーは18歳までの若い方ですので、大人の方で何かあった時にお願いできる方がいると安心できるのではないかと思います。

(吉野委員) お子さんからの意見というところで、9ページの⑬に「子どもが寂しくならないなど、子ども目線のもの」とあります。仮に、幼稚園や保育園の子どもにアンケートを取ったとしたら、「お母さんともっと一緒にいたい」といった意見が出てくるのかなと思いました。「保育園に預けましょう」「保育園の保育の中で、子どもの非認知能力を育みましょう」という話はたくさん出てくるのですが、お父さん、お母さん向けに、忙しい中でも子どもに寂しい思いをさせないコミュニケーションの方法などを学ぶ機会があったら良いのではないかと思いました。あわせて、非認知能力を育むということでは、小学校や中学校、それ以降でも大事にしていだける場面が増えたら良いなと思いました。

(林委員) 5ページの⑩に、義務教育終えた年齢から20代くらいまでの若者を対象とした相談先が不足しているということで、「トー横キッズ」のような「小岩キッズ」も存在していると聞くという意見があったことに驚いております。私は、小岩はとても良い地域だと感じているんですけども、もしこういうような状態であるとしたら、江戸川区として見回りなどは行われているのかということをお聞きしたいと思っております。

(事務局) 関係部署に確認させていただきます。

(植草委員) 小学校のすくすくスクールについて質問します。資料3-2の4ページに、いろんな体験や遊びをできるようにしていきますというお話がある中で、すくすくスクールの現状ですが、先程の素案には、すくすくスクールの登録者数が令和2年に比べるとほぼ倍増の1万6,000人となっており、区の計画では年度ごと登録者数の変化は見られないんですけども、すくすくスクールが飽和状態にあるところも多くある中で、介助員や、各すくすくスクールのスペース等の増加など、この事業の見直し計画があればお聞きしたいと思います。

(事務局) 教育委員会に確認のうえ、後日回答させていただきます。

(松尾委員) 二点ございます。一つ目は、子どもたちの居場所という言い過ぎかもしれませんが、遊ぶ場所がやはり足りないと感じております。子どもたちは球技、ボールを使った遊び場が少ないと感じているので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。実際、共働き家庭が非常に多くなってきていることが理由かなと思っております。私が子どもの頃はどちらかの親が家にいて、どこかの家に遊びに行けることが多くあったと思います。今は共働きの家庭が増えていることで、なかなか家に入れないという状態が多いと思います。ですが、外へ行ってもボールでは遊べない。では、何をしようかと考えると、Switchやカードゲームで遊ぶ。そのような考えになると思いますので、外は球技、中は室内で何か遊べるような場所があればすごく良いと思いました。

二つ目は、資料3-1の11ページ、21の朝の見送り当番に関してです。本当に小4の子どもが書いたのかと思うような意見ではありますが、おそらく、家の中でこういう会話がされているのではないかと思います。PTAでも、小学校、中学校問わず、常にこの話題は出ます。一つの解決策として、江戸川区でもシルバーの方にこの役割を担っていただくことができれば、少しは前向きになれるのかなと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

(本西委員) 子ども版パブリック・コメントということで、たくさんの意見が書かれておりますが、これは、お子さんが書かれていたものをそのままこちらに書いてあるのか、それとも少し書き方を変えていたりするのかというのを教えてください。

(事務局) 明らかに意味がつながりにくいものについては、今回の会議用に少し直している部分もございますが、基本的には原文を尊重しております。

(笹井委員長) 議事に沿って進行してまいりましたが、今日の議事に関連して、全

体を通してのご意見、ご質問等がありましたら、改めてお聞きしたいと思えます。あるいは、この場でご意見をおっしゃりたいという方がいらっしやいましたら、どのようなことでも結構ですので、いただければと思えます。

(小川 委員) 計画の中身に関しては、すごく分かりやすくなったと感じております。計画とは全く関係ないところではありますが、お話をさせてください。まず、小学生、中学生が使っているタブレットのセキュリティーの甘さを感じております。子どもも知恵が付いてきているので、セキュリティーの見直しを検討していただきたいです。また、タブレットを毎日持って帰る意味が本当にあるのかなとも感じております。もう一点は、これだけ多くの部署があるわけですから、相互の連携をより強化していただけると有難いです。ご意見として申し上げましたので、ご検討ください。

(事 務 局) 一つ目のタブレットの件につきましては、教育委員会にお話させていただきます。二つ目につきましては、このような計画を策定するにあたり、ご指摘のとおり、横のつながりや連携が今後ますます求められていくものと思っておりますので、我々も努力していきたいと思えます。

(須永委員代理) 一つ目は、素案の79ページに愛着形成のことについて記載があります。ゼロ歳児から2歳児の愛着形成がとても大事であることは、皆様把握されていると思うんですけども、現在、認定こども園をはじめ、ゼロ歳児保育を行っている保育園が増えてきております。ゼロ歳児は保育としてとても難しく、言語的なコミュニケーションではなくて、非言語的なコミュニケーションが多くなります。例えば保育士の表情、スキンシップなどの身体的な関わり、そういったことを大事にして関わらないとゼロ歳児の保育はとても難しいことになります。認証保育所はゼロ歳児保育が設置義務とされており、20年以上の歴史がございますので、ゼロ歳児保育で江戸川区に貢献できることはとても多いのではないかと考えております。そこで、77ページの保育環境の設備充実のところ、是非認証保育所の名前も挙げていただいて、待機児童ゼロの維持という江戸川区の目標に対して貢献していきたいと考えております。

二つ目は、保育所の公園利用に関してです。私は南葛西の保育所で保育士をしておりますが、子どもたちは10時頃になると、主活動として散歩で公園を利用します。都内ですと園庭を持っている園がとても少ないものですから、やはり公園を利用しなければならなくなりま

す。実際に行ってみると、ほかの園が使っていたり、我々が使っていたら途中から入ってきたりということもあり得ます。つまり、公園の取り合いが起こります。それで何か問題が起きるのかというと、帽子をかぶって散歩しているんですけども、その色が被った場合、子どもの見分けがつかず、子どもが全然違うところについて行ってしまおうというケースも考えられますので、現場の保育士はとてもヒヤヒヤしているところなんです。その対策として、園同士で声かけなどを行ってはおりますが、中には何も声をかけずに入ってくることもあり、頭を悩ませているケースがあります。こういった現状もあるということをお客様にお伝えしたいということで、お時間をいただきました。ありがとうございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。貴重なご指摘かと思えます。  
他に、ございますか。

<なし>

これで、予定された議事は、全て終了しました。それでは、司会に進行を戻したいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 3 閉会

(事務局) 長時間にわたり、ご討議いただきましてありがとうございます。  
以上をもちまして、令和6年度第2回江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。第3回につきましては、既にご案内のとおり、令和7年1月21日午前10時より開催予定でございます。資料につきましては、後日送付させていただきますので、よろしく願いいたします。  
本日はご多用の中、誠にありがとうございました。